



平成 29 年 4 月 11 日

各 位

会社名 株式会社吉野家ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 河村 泰貴
(コード番号 9861 東証一部)
問合せ先 常務取締役グループ企画室長 松尾 俊幸
T E L 03-5651-8771

「定款の一部変更」に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 5 月 25 日開催予定の第 60 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は現在、株券不発行会社となっておりますため、現行定款第 19 条（買収防衛策）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 22 条（取締役の任期）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

下線は変更部分を示します。

現行定款	変更案
(買収防衛策) 第 19 条 当社は、株主総会の決議により、当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応策の導入、変更および廃止につき、定めることができる。	(買収防衛策) 第 19 条 当社は、株主総会の決議により、当会社の <u>株式</u> 等の大規模買付行為に関する対応策の導入、変更および廃止につき、定めることができる。
(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。



現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p><u>第 22 条の規定にかかわらず、平成 28 年 5 月 19 日開催の第 59 期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成 30 年開催の第 61 期定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、当該期間経過後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会日 平成 29 年 5 月 25 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 5 月 25 日 (木)

以上